

平成 27 年度広報実施計画



目 次

1	大臣官房総務課	3
2	大臣官房会計課	6
3	大臣官房地方課	7
4	大臣官房国際課	9
5	大臣官房厚生科学課	10
6	大臣官房統計情報部	11
7	医政局	14
8	健康局	19
9	医薬食品局	23
10	医薬食品局食品安全部	30
11	労働基準局	33
12	職業安定局	37
13	職業能力開発局	38
14	雇用均等・児童家庭局	43
15	社会・援護局（社会）	46
16	社会・援護局（援護）	48
17	社会・援護局障害保健福祉部	53
18	老健局	56
19	保険局	57
20	年金局	59
21	政策統括官（社会保障担当）	62
22	政策統括官（労働担当）	66
23	中央労働委員会事務局	69

【大臣官房総務課】

施策・制度： 厚生労働省の広報に関する総合調整

担当係： 総務課広報室・分かりやすい広報指導室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働省の組織目標を達成するため、広報面で各局を支援・調整する。	厚生労働省の施策をより一層推進するため、厚生労働省に対する国民の信頼度を向上させる。	各施策が対象とする国民層	政府広報、広報誌等を活用した広報について、各部局と調整を行う。	政府広報、 広報誌	随時	年度当初と比べて、厚生労働省の信頼度が向上したと判断した方の割合を50%以上にする。(平成26年度実績54%(厚生労働省行政モニターアンケート)) 信頼度は、厚生労働行政モニター等にアンケートを実施して把握する。	
		各施策が対象とする国民層	厚生労働省広報基本指針(平成24年3月6日広報戦略会議策定)に基づき、各部局に対して、「見やすさ」「わかりやすさ」「使いやすさ」の観点から必要な助言を行うとともに、利用者がより見やすく、使いやすいホームページとなるよう改善する。	ホームペ ージ	随時		
		各施策が対象とする国民層	イベント、施策等について、Twitter、Youtube、USTREAMを活用して国民への情報提供を支援する。	Twitter、 Youtube、 USTREAM	随時		
		各施策が対象とする国民層(特に、子ども)	子どもたちに業務説明や省内見学等を行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、「子ども霞が関見学デー」(文部科学省が主催)を企画・実施する。	イベント	8月		
		報道機関	政務三役の会見について適切に対応する。	記者会見	随時		
		報道機関	各部局に、発表資料を必要に応じて口頭による説明を行う会見等を実施するように調整するとともに、分かりやすい、丁寧な説明を行うように徹底させる。	記者レク	随時		

	報道機関	適切な時期に記者発表できるように、記者クラブと調整を行う。	記者レク・資料配付	随時		
	報道機関	報道関係者を対象とした各部局による勉強会が積極的に開催されるよう調整する。	記者勉強会	随時		
	地方公共団体	東京事務所の担当者向けに、厚生労働省の施策等に関する研修を実施する。	研修	5月		
	前段：内部組織 後段：一般国民	厚生労働行政モニターからの意見等について、各部局が政策策定時に参照・活用できるよう、各部局に提供する。また、モニターからの意見について、ホームページに、厚生労働省の考え方を掲載する。	前段：随時 報告書の配布等 後段：ホームページ	随時		
	厚生労働行政モニター	モニターに厚生労働省の施策等に対する担当部局からの要望によりアンケート調査を実施する。		随時		
	内部組織	各部局に対して、毎年度の広報実施計画の作成を依頼する。 各部局における広報実施計画の実施状況をフォローアップするとともに、必要な助言等を行う。	前段：広報委員会等を通じて依頼 後段：打合せ等	下半期		
	内部組織	各部局に対し、有効な広報と考えられる手段の提案を行う。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		
	内部組織	各部局が作成する報道発表資料、パンフレット、資料等の作成に当たって、分かりやすい広報指導室が有効活用されるように、積極的に取り組む。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		

		内部組織	分かりやすい文書作成の意識の高揚を図るため、「分かりやすい文書作成推進月間」を設定し、各部局で文書のチェックを行うなど分かりやすい文書の作成の取組を実践する。	各部局での文書のチェックなど	9月		
		内部組織	各部局の広報担当者に対して、取材を受けた場合には、取材対応等の記録、その記録の共有及び報道ぶりの確認を徹底させる。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		
		職員	職員の意識改革と技能の向上を図るため、広報研修を実施する。	研修	7~3月		

【大臣官房会計課】

施策・制度名（重点施策）：平成28年度概算要求及び平成28年度予算案

担当係：大臣官房会計課調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成28年度概算要求及び平成28年度予算案の周知・広報	厚生労働省の施策について予算面からも国民の理解の促進を図るため、社会保障の充実・安定化の内容を含め国民に対しわかりやすく伝える。	一般国民 報道関係者 地方自治体	平成28年度予算概算要求や平成28年度予算案の内容について、以下の資料を作成し、HP掲載や国会・関係機関等への配布、説明等を通じ、厚生労働省の施策について広く周知する。 ①平成28年度予算概算要求の概要及び主要事項 ②平成28年度予算案の概要及び主要事項	ホームページ、リーフレット	① 8月 ② 12月		

【大臣官房地方課】

施策・制度： 地方厚生（支）局が実施する広報戦略

担当係： 大臣官房地方課地方厚生局管理室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 27 年度の地方厚生（支）局組織の改編等（年金記録訂正担当課の新設、地方分権に伴う業務の縮小、課名変更等）に伴いホームページを改訂し、国民・事業者・地方自治体に的確な情報を提供するとともに、組織改編等による新たな組織の役割を広く地域に周知する。	地方厚生（支）局が担当する業務を適切に周知するとともに、組織改編等に伴い国民・事業者・地方自治体の来庁や、各種手続きに支障がないよう的確な情報提供を行う。特に、新たに開始する業務について、地域の高い認識を確保する。	一般国民 事業者 地方自治体	平成 27 年度の組織改編等に伴う所管課の追加、課名及び所掌事務の変更について、各厚生（支）局のホームページの掲載内容を更新する。	ホームペ ージ	4 月	厚生（支）局（8 か所）のホームページの更新・充実、パンフレット等の更新、事業年報作成、及び各ホームページへの掲載について、実施率を 100%にする。	
		一般国民 事業者 地方自治体	ホームページの掲載内容の充実（制度・業務内容の説明、申請書等の様式など）を図るとともに、ホームページの「よくあるご質問」に、新設する年金審査課（仮称）が担当する年金記録訂正手続きに関する業務について、理解しやすい回答を付して掲載する。	ホームペ ージ	1 2 月		
		一般国民 事業者 地方自治体	平成 27 年度の組織改編等に伴う所管課の追加、課名及び所掌事務の変更について、業務概要を説明するパンフレット等を更新し、ホームページに掲載する。	ホームペ ージ、パ ンフレッ ト等	9 月		
		一般国民 事業者 地方自治体	平成 26 年度版の事業年報を作成し、ホームページに掲載する。	ホームペ ージ、冊 子	9 月		
		一般国民 事業者 地方自治体	セミナーや説明会等の開催状況をホームページのフォトレポートに掲載し、厚生（支）局の業務内容について周知する。	ホームペ ージ	通年		

【大臣官房地方課】

施策・制度： 都道府県労働局が実施する広報戦略

担当係： 大臣官房地方課 企画第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
都道府県労働局が実施する労働行政に係る施策を周知し、国民の理解を高めることにより、一層の推進を図る。	<p>【課題】 都道府県労働局の実施する施策について、国民の理解のもと一層の推進を図る必要がある。</p> <p>【目指すべき方向性】 都道府県労働局において、効果的な広報活動を行い、国民からの理解を高める。</p>	一般国民	<p>労働局長による定期的な記者会見や記者との意見交換、実施施策に関する説明会等を通じ、都道府県労働局が実施する施策に関する効果的な情報発信を行う。</p> <p>このため、各都道府県労働局における広報活動の成果について、定期的に情報共有を行うとともに、都道府県労働局における広報委員会での効果的な広報活動の積極的検討、広報に関する研修の実施を指示し、広報力の向上を図る。</p>	記者レク 説明会 セミナー 等	随時	都道府県労働局の行う労働行政の施策等やその成果について、より多く報道で取り上げられること。	
		大学生等	<p>大学等の開催する労働法制に関するセミナー等に都道府県労働局長等の職員を派遣し、講義等を実施する。併せて、労働行政の役割等を周知する機会とする。</p>	セミナー 等	随時	より多くのセミナー等へ職員を派遣し、労働行政の役割等を周知すること。	

【大臣官房国際課】

施策・制度：重要な国際会議等に関する広報

担当係：海外情報室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
情報発信の強化	外国政府及び海外の 関係者に対して厚生 労働行政施策の理解 を促進するため情報 を発信する	外国政府及 び海外の関 係者	厚生労働省ホームページや厚生労働白書の英語版の作成、管理を行う。	ホームペ ージ	適宜	厚生労働省の関連施設見学会及び施策ブリーフィングにおいて、アンケートを実施し、その内容を次回に反映する等、適切な広報を実施する。	
		在京海外プレス、在京大使館員	厚生労働省の関連施設見学会及び施策ブリーフィングを実施する。	説明会	6月 10月		

【大臣官房厚生科学課】

施策・制度：厚生労働科学研究

担当係：大臣官房厚生科学課庶務係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究及び健康安全確保総合研究の効果的な研究事業を実施するとともに研究成果を広く国民へ周知する。	厚生労働科学研究事業については、その成果が政策形成等において具体的にどのように寄与したのかが一般国民に分かりにくい。 研究課題設定のための意見聴取及び研究成果等について、広く、迅速に国民に公開することにより、厚生科学研究に関する適切な情報の提供及び研究課題の設定等について一層の促進となる。	一般国民、研究機関等	厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の概要を研究者から提出され次第、厚生労働科学研究データベースにより順次公開する。	ホームページ	6月目途	ホームページのアクセス回数の対前年度比の増加。	厚生労働科学研究成果データベース閲覧システム 平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月27日） 98,250アクセス
			厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の研究報告書全文を厚生労働科学研究データベースにより公開する。	ホームページ	10月目途		
			研究課題設定のためのパブリックコメントを実施する。	ホームページ	10月目途		
			厚生労働科学研究の研究に係る一般国民向けの成果発表会を実施する場合に、厚生労働省のホームページにおいて、日程等を公表する。	成果発表、ホームページ、厚労省ツイッター	12月目途		
			厚生労働科学研究費データベースについて、研究成果の検索性の向上等を図り、国民の利便性、活用性を向上させるための改修を行う。	ホームページ	10月目途		

【大臣官房統計情報部】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課普及相談室普及係・企画課統計企画調整室、人口動態・保健社会統計課世帯統計室、雇用・賃金福祉統計課、賃金福祉統計室、世帯統計室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査の円滑な実施	厚生労働統計調査の実施に関し、的確に情報提供を行い、調査の円滑な実施を図る。	自治体	厚生労働統計調査の実施に関し、各種会議の場を通じて各自治体に対し的確に実施内容の説明を行う。	会議等	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	自治体に対するアンケートの結果、「説明・資料がわかりやすかった」等と回答した割合が80%以上(平成25年度実績88%)	
			厚生労働統計通信を発行する。	厚生労働統計通信	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	厚生労働統計通信を年6回発行する。	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課普及相談室統計広報係・企画課統計企画調整室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査結果等の周知	統計調査の実施に当たっては調査の対象となる個人や企業等の協力が不可欠であるため、公的統計が国民生活の向上にどのように役立っているのかなどについて国民の理解の促進を図る。	広報誌（月刊厚生労働）読者	統計調査結果等について、広報誌（月刊厚生労働）を通じて広報する。	広報誌（月刊厚生労働）	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	広報誌（月刊厚生労働）の「今月のDATA」に掲載する統計調査結果等が30件以上。 （平成 25 年度実績 32 件）	
		厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス利用者	子ども向け統計学習サイト等を紹介するページ「統計について学ぼう（統計学習サイトのリンク集）」を「厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス」を通じて広報する。	厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス	平成 27 年 4 月頃、平成 27 年 10 月	当該ページの紹介を「統計グラフ全国コンクール」の応募時期、「統計の日」の時期に合わせて2回行う。	
		各調査対象者（一般国民、事業者）	統計調査（自治体向けを除く）の年度実施予定一覧を掲載する。	ホームページ	平成 27 年 4 月～	一般国民からの「いわゆる『かたり調査』ではないか」との問合せを減らす。事業者に対しては業務計画等の参考にしていただく。	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課審査解析室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計データの二次的利用の推進	統計データの二次的利用制度が整備されたことを踏まえ、当該制度について周知することにより、学術研究や高等教育における厚生労働統計の活用を支援する。	学術研究機関、高等教育等	二次的利用の趣旨等について理解を促すため、各種学会への参加を通じる等により広報するとともに、意見交換を通じてニーズを把握する。	学会の大会等	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	大学等への説明 3 回以上。	

【医政局】

施策・制度： 将来のあるべき医療提供体制の姿を示す地域医療構想の早期策定・実現（同構想の早期実現のための地域医療介護総合確保基金の活用）

担当係： 医政局地域医療計画課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>平成 27 年 4 月以降、都道府県において、将来の医療提供体制の姿である地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携等を推進し、その実現を図る。</p> <p>病床の機能分化・連携等を推進するため、消費税増収分の一部を充てて、都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金の活用を図る。</p> <p>これらによって、国民の地域医療への理解を深め、適正な受診を促進する。</p>	<p>都道府県において、地域医療構想を策定し、医療機関による病床の機能分化・連携等の取組を推進できるような制度の周知を確実に図る必要がある。</p> <p>また、国民一般についても、自らの状態に応じた医療機能や医療機関を選択することが重要であるため、国民への普及・啓発を推進する必要がある。</p> <p>さらに、消費税増収分が地域医療構想実現のための基金に充てられていることを併せて普及・啓発を図る。</p>	都道府県	都道府県に対し、早急に地域医療構想の策定及び実現を行うことができるよう、改正医療法・地域医療構想策定ガイドラインの周知などを行う。	ホームページ 通知・研修等	4 月～	<p>都道府県において、地域医療構想の策定に向けた検討・協議を平成 27 年度に開始し、早期の策定を図る。</p>	<p>※ 対外的には、地域医療構想の策定期限を明示したものはない。</p>
		国民一般 (医療機関の受診機会が多い高齢者だけでなく、若年層を含めた普及・啓発の実施を図る。)	都道府県が早期に地域医療構想を策定することを前提として、医療機能の分化・連携の重要性の理解を深め、医療機関の機能に応じた、医療の選択及び受診に努める義務があることを、一般国民に周知を図る。	ホームページ ポスター・パンフレット	4 月～		

【医政局】

施策・制度： 必要な医療人材の確保

担当係： 医政局医事課、歯科保健課、看護課

重点施策の内容	広報上の課題と目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
医師確保対策の一環として、女性医師支援の普及推進を図る。	現在、医学部生の約3分の1が女性となっており、今後、女性医師がますます活躍することが期待される。一方、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、女性医師が働き続けやすい環境の整備が課題となっている。このため、女性医師支援の様々な取り組みが広	医療関係者、各都道府県	【女性医師バンクの普及】 女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業あっせん等を行う。 【女性医師支援のためのセミナー開催】 病院管理者、女性医師、研修医等を対象に、就業継続できるよう、多様な女性医師像の提示や就業環境改善等に関するセミナーなどを実施する。	ホームページ、パンフレット、セミナー等	随時	ホームページアクセス回数を前年度以上とする。	http://www.med.or.jp/joseiishi/index.html
			【女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会報告書の周知】 女性医師が働き続けやすい環境の整備の在り方を検討した、「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」の報告書を周知する。	ホームページ 都道府県団体等を通じて周知	平成27年1月23日報告書を公表	全都道府県及び関係団体等に広く周知する。	http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071857.html (参考)「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」報告書では、女性医師等の勤務体制や保育環境、復職支援等の現状の課題や取り組みの工夫の仕方等をまとめている。

	く活用されるよう、女性医師支援の普及推進を図る。		【地域で普及可能な女性医師支援策の普及】 「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として選定された医療機関において、モデルを作成し、地域の医療機関への普及推進を行う。	ホームページ、ワークショップ、シンポジウム等	時期未定	ワークショップを4回以上、シンポジウムを1回開催する。	
歯科衛生士の復職支援	近年の経済状況や雇用環境の変化により、歯科衛生士の就業状況が変化しており、多様な働き方が求められていることから歯科衛生士の復職支援の普及推進を図る。	各都道府県庁、都道府県歯科衛生士会、離職中の歯科衛生士	【歯科衛生士復職支援事業の周知】 都道府県における歯科衛生士の再就職に関する取り組みについて好事例となる、基金、補助金等の活用例の情報を収集、ホームページ等で周知。	ホームページ、	随時	歯科衛生士の復職支援に取り組む都道府県の増加	(参考) 日本歯科衛生士会「歯科衛生士の勤務実態調査報告書」 (平成22年3月)
看護職員の確保対策の一環としての復職支援の強化	復職支援機能の強化を図るために、平成27年10月より施行する看	看護師等免許保持者 医療関係者、看護学生、	厚生労働省ホームページ・twitter・その他SNS、政府広報等を活用し、ナースセンターへの届出制度について情報提供を行う。	ホームページ、twitter、その他SNS、政府広報等	4月以降	ナースセンターの知名度向上や離職者等の届出件数を	(参考1) 社会保障・税一体改革を推進し、必要な医療介護サービスを確保するには、現在就業看護職員数約150万人いる看護職員を、2025年に約200万人確保する必要があるとされている。 現在離職中の看護師(潜在看護師等)は71万人と推計

<p>看護師等免許保持者のナースセンターへの届出制度を周知するとともに、厚生労働科学研究費補助金の調査研究結果等で、知名度の低さが指摘されているナースセンター事業について周知を図る。</p>	<p>各都道府県</p>	<p>各地域の広報誌等に届出制度について掲載するよう都道府県に依頼する。</p>	<p>通知</p>	<p>4月以降</p>	<p>確保することにより、ナースセンターの職業紹介事業実績が対前年を上回ること。 (参考) 平成25年度ナースセンター就職者数：12,270人</p>	<p>されており、看護職員確保のためには復職支援の強化が非常に重要であると考えられている。</p> <p>(参考2) ナースセンターは、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき設置されており、求人・求職情報の提供などの潜在看護職員の再就職の促進を図るナースバンク事業などを行っている。 中央ナースセンターは、厚生労働大臣の指定のもと公益社団法人日本看護協会が運営しており、都道府県ナースセンターは、都道府県の看護協会が都道府県知事の指定を受けて運営している。 平成27年10月には、上記法律の改正により、看護師等免許保持者のナースセンターへの届出制度が施行され、復職支援機能のさらなる強化を図ることとしている。</p>
		<p>関係団体等と連携し、ナースセンター事業についてポスター・リーフレット等を作成して、医療機関や自治体、看護師等養成機関、ハローワーク等に配布する。</p>	<p>ポスター・リーフレット</p>	<p>4月以降</p>		
		<p>看護の日等のイベントや学会等において、展示やリーフレットの配布などを行う。</p>	<p>看護の日等イベント、学会等</p>	<p>イベント開催時</p>		
		<p>広報誌、雑誌等のメディアを通じて、ナースセンターの概要や所在地等の情報や、事業内容等を説明する。</p>	<p>広報誌、雑誌等のメディア</p>	<p>4月以降</p>		

【医政局】

施策・制度名（重点施策）：ジェネリック医薬品の使用促進

担当係：経済課後発医薬品使用促進専門官

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 30 年 3 月末までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを 60% 以上にする。	<p>医療関係者の中には、ジェネリック医薬品の品質について不安を感じている者がおり、使用が進まない理由の一つとなっている。</p> <p>このため、医療関係者に対し、品質についての正確な情報の提供を積極的に行う。</p> <p>また、一般国民に対し、ジェネリック医薬品の使用促進の意義について、さらなる理解の向上を進める。</p>	医療関係者 一般国民	セミナーを開催し、講演プログラムと来場者も参加して行うパネルディスカッションを行うことにより、医療関係者のジェネリック医薬品の品質についての正確な理解の向上等を図るとともにジェネリック医薬品の使用促進に有効な方策を探る。	セミナー	10 月 2 月	重点施策の目的の実現に向け、薬価本調査におけるジェネリック医薬品の数量シェアを前回の数値以上にする。	<p>（参考）</p> <p>平成 25 年 9 月薬価本調査における数量シェア：46.9%</p>
		医療関係者 保険者	医療機関、薬局、保険者、都道府県等におけるジェネリック医薬品の使用促進に有効な方策を調査し、都道府県等を通じて情報提供を行う。	報告書の配布、ホームページ	3 月		
		医療関係者 一般国民	ジェネリック医薬品の品質についての正確な情報や使用促進の意義について、ポスターやリーフレットの配布、広報誌（月刊厚生労働）、政府広報の活用等により、分かりやすく説明をする。	ポスター、リーフレット、広報誌、デジタルサイネージ等	通年		
	国だけではなく、都道府県でも都道府県協議会等を通じて、ジェネリック医薬品の使用促進の取組を行う。	都道府県協議会等で決定	都道府県に設置している「後発医薬品安心使用促進協議会」等において、ジェネリック医薬品の使用促進のためのセミナーの開催や広報活動を行う。	都道府県協議会等で決定	都道府県協議会等で決定		

【健康局】

施策・制度：肝炎総合対策の推進

担当係：疾病対策課肝炎対策推進室肝炎対策指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
肝炎は、感染者が300万人以上いると推定される国内最大級の感染症であり、肝硬変・肝がんへと重症化する疾患であることから、肝炎の克服に向けて肝炎対策を総合的に推進する。	肝炎に関する正しい知識がまだ十分に国民に浸透していないことから、肝炎に関する広報をより一層推進し、肝炎の感染予防、早期発見・早期治療の促進を図る。	一般国民（特に若年層を想定）	マスメディア等を活用した効果的な広報戦略を実施する。	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌やWEB等	通年	国民及び参加企業へ肝炎総合対策及び広報内容に係る認知度調査を行うとともに、WEBサイトへのアクセス件数等を分析し、広報の評価、課題の把握及び効果検証を実施する（平成25年度アクセス件数は43,553件（25年6月～平成26年3月））。 自治体を実施する肝炎ウイルス検査の受検者数及び肝炎医療費助成の受給者数を前年度比で増加させる。	具体的な実施内容は、今後、広告代理店等からの企画提案に対する評価を行い決定する（本年3月頃）
			日本肝炎デー等における普及啓発イベントを実施する。	イベント等	日本肝炎デー（7月28日）等を予定		
			肝炎に関心のある著名人を活用した情報発信を実施する。	WEB等	通年		
		一般国民（特に企業の従業員等を想定）	肝炎対策に関心のある企業や社員等に対する肝炎対策に積極的に取り組む企業との連携を通じた肝炎対策を実施する。	意見交換会等	通年		

【健康局】

施策・制度：臓器提供意思表示の促進

担当係：健康局疾病対策課移植医療対策推進室臓器移植係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の臓器移植に関する理解を深めるとともに、臓器提供に関する意思表示を促進する。	平成22年7月の改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供件数は徐々に増加しているが、家族承諾による提供が多く、本人の意思表示による臓器提供は増加していない。(平成25年の世論調査では、意思表示を記入している者の割合は法改正前よりも増加しているが、それでも12.6%に留まっている。)	一般国民	10月の臓器移植普及推進月間や10月16日の「グリーンリボンDAY」に合わせ、日本臓器移植ネットワークと協力し、臓器移植に関する知識や制度についての一般的な情報を周知する。 ・「臓器移植推進国民大会」の開催 ・政府広報の活用 ・ツイッターの活用(推進月間の実施や国民大会の開催の他、2ヶ月に1回程度、臓器移植に関するツイートをを行う。) ・地下鉄の駅などのスペースを活用したPR広告の掲出 ・中学生向け(※)のパンフレットの作成 ※臓器提供の意思表示が可能となる年齢が15歳からであるため、中学3年生を対象とした普及啓発パンフレットを作成している。	ホームページ、ツイッター、イベント、パンフレット等	6月以降 (ツイッターについては通年で実施)	日本臓器移植ネットワーク臓器提供意思登録システム現登録者数の増加(平成26年末時点の登録者数:127,395人名)	
			・日本臓器移植ネットワークにおいて、以下の取組を行う。 ・一般国民向け説明用リーフレットやポスターの作成・配布を行う。 ・運転免許証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、警察庁と協働して、運転免許証の発行・更新時にリーフレットを配布する。ま	リーフレット、ポスター、ステッカー等	通年		

			た、自動車教習所やタクシー会社と協力して普及啓発活動を実施する。 ・健康保険証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、健康保険証発行者にリーフレットを配布する。また、調剤薬局と協力して普及啓発活動を実施する。				
--	--	--	---	--	--	--	--

【健康局】

施策・制度：スマート・ライフ・プロジェクト

担当係：健康局がん対策・健康増進課健康指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
企業・団体・自治体と連携して国民への普及啓発に取組み、健康日本21（第二次）の基本的な方向である健康寿命の更なる延伸を図る。	SLP 参画数は、順調に増加している。引き続き、認知度の向上に努めるとともに、企業等の参画を促す取組が必要である。	一般国民	毎年5月31日（世界禁煙デー）からの1週間を禁煙週間と定め、喫煙による健康影響を周知し、禁煙及び受動喫煙の防止に関する普及啓発を行う。	イベント、ポスター、ホームページ、ツイッター	5月31日～6月6日	<p>【一般国民】禁煙デーや健康増進普及月間の認知度の向上を目指す。WEBサイトの閲覧数について、前年度実績を上回る（平成25年度89,515件）。</p> <p>【SLP参画企業】大企業及び地方の企業の参画を推進し300社以上の新規参画を目指す。</p>	
			健康増進普及月間に向けて、ポスターを作成し、都道府県等を通じて周知を行う。	ポスター、ホームページ、ツイッター	9月		
		SLP 参画企業等	「健康寿命をのばそう！アワード」において、生活習慣病予防・重症化予防などに向けた優れた取組を表彰し、表彰した取組を全国へ発信する。	イベント、冊子、SLPWebサイト	11月		

【医薬食品局】

施策・制度：医薬品等の適正使用、安全対策と健康被害への対応

担当係：総務課、総務課医薬品副作用被害対策室、安全対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民や医療関係者等へ制度の周知、注意啓発を行うことで、医薬品等の適正使用や有効性・安全性を確保するとともに、健康被害に遭われた方に対して迅速な救済を図る。	医薬品等の適正使用については国民や医療関係者の理解が十分とは言えない現状がある。 そのため、国民や医療関係者に対して適正使用に関する普及啓発や安全対策に係る制度の周知、理解の促進を図る。	一般国民 医療関係者	「薬と健康の週間」について、厚生労働省ホームページや政府広報等の媒体を活用した啓発宣伝を行うとともに、都道府県や関係団体等にポスター・リーフレットを配布する。	ホームページ、Twitter、ポスター、リーフレット	10月	① 厚生労働省ホームページ上の医薬品等の適正使用に係るページ（おくすりe情報、一般用医薬品の販売サイト一覧）のアクセス数を前年度以上とする（平成25年度実績18,917回）。 ② 平成27年3月にリニューアルされた医薬品医療機器総合機構の安全対策業務に係るホームページを通じて適正使用の	
			厚生労働省ホームページに医薬品等の適正使用に係る取組や制度について掲載する（分かりやすいページとなるよう改善する。）。	ホームページ	随時		
			医薬品等の適正使用に関する分かりやすいリーフレットを作成し、関係団体や子ども霞が関見学デー等のイベントで配布する。	ポスター、リーフレット	8～10月		
		厚生労働省ホームページに、自治体に適切に届出を行って一般用医薬品を販売するサイトの一覧を掲載する。	ホームページ	随時			
		一般国民 医療関係者	<医薬品等の安全対策> 公開の審議会で、副作用報告数を報告するとともに、当該資料をホームページで公開する。	ホームページ	随時		

		医療関係者	<p><医薬品等の安全対策></p> <p>① 日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会の会員、関連学会、都道府県等に対し、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを配布し周知を図る。</p> <p>② 「医薬品・医療機器等安全性情報」を発行し、医療関係者等に副作用情報等を提供するとともに、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知を図る。</p> <p>③ 医薬品医療機器総合機構のホームページで、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の概要などを説明し、医療関係者の理解を図る。</p>	ポスター	3月	推進等を図る。	
				冊子 ホームページ 雑誌	およそ毎月		
				ホームページ	随時		
	国民や薬剤師を除く医療関係者の医薬品等副作用被害・生物由来製品等感染等被害救済制度に関する認知度が低い。	一般国民 医療関係者	医薬品医療機器総合機構による広報（ホームページへの掲載、医療機関等での制度説明、テレビ・新聞・雑誌等の活用）の実施。	ホームページ、テレビ・新聞・雑誌等	随時	医薬品等副作用被害・生物由来製品等感染等被害救済制度について医療関係者の理解を深め、国民が健康被害を受けた「イザというとき」に医師や薬剤師に相談することで確実な制度の利用に結びつける。	
	そのため、国民、医療関係者等への制度の周知、理解の促進を図る。		薬と健康の週間（10/17～23）で配布するリーフレットに救済制度に関する記述を掲載。	リーフレット	10月		
			医療関係者に対し、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを配布する際に、救済制度のリーフレットを同封し配布。	リーフレット	3月		

			中学3年生に配布する教材に救済制度に関する記述を掲載。	パンフレット	3月		
<p>平成24年9月に、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求期限の延長（法施行後5年(H25.1.15)→法施行後10年(H30.1.15))などの法改正が行われた。</p> <p>できるだけ多くの人を救済できるよう、給付金支給の仕組み等について、国民・医療関係者等への周知の促進を図る。</p>	一般国民 医療関係者	厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構のホームページに給付金支給の仕組み等を掲載。	ホームページ	随時	<p>「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の対象となり得る人に請求手続等を知っていただく。</p>		
		厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構に電話相談窓口を設置し質問等に対応。	ホームページ、電話窓口	随時			

【医薬食品局】

施策・制度：危険ドラッグ対策等の薬物乱用防止

担当係：監視指導・麻薬対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品の危険性についての注意啓発を行うとともに、関連する規制・制度を周知することで、薬物乱用を防止する。	危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品の危険性及び関連する規制・制度について国民の理解が十分とは言えない現状がある。 そのため、危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品等に関する情報を一元的に収集し、国民への注意啓発を徹底するとともに、危険ドラッグ等の薬物の危険性や現状、関連する規制・制度の周知を図る。	一般国民（特に若年者） 医療関係者	個人輸入される無承認医薬品や危険ドラッグ等による健康被害の情報などを収集するために、平成 24 年度から実施しているホットライン（コールセンター）及びこれらの情報を広報啓発HPへ掲載する業務を通じて、消費者等に対する注意啓発を行う。	ホットライン及びホームページ	随時	薬物乱用防止について、国民一人一人（特に訪問事業の参加者（のべ10万人以上を目標）やSNSの閲覧者（のべ10万人以上を目標）等の若年者）の理解を深め、薬物乱用の根絶を図る。	
			ポスター、リーフレット等の啓発資料を作成し、関係機関での活用を通しても注意啓発を行う。	ポスター及びリーフレット	6月		
			不正大麻・けし撲滅運動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施と併せて、ポスター・リーフレットを作成・配布し、薬物乱用防止に対する国民の認識を高める。	ホームページ、ポスター、リーフレット	5～6月、6～7月、10～11月		
			広報誌（月刊「厚生労働」）に、危険ドラッグの薬物の乱用防止に関する取組等を掲載する。	広報誌	7月		

			<p>青少年、保護者、指導者を対象に薬物乱用防止啓発読本を作成・配布し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及や薬物乱用の状況等について、普及啓発する。</p>	リーフレット	11～12月頃		
			<p>薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等の要請に応じて、薬物乱用防止の専門家を講師として派遣し、普及啓発を図るとともに、SNS等を活用して情報発信を行う。</p>	講師の派遣、Twitter、Facebook等	随時		

【医薬食品局】

施策・制度：献血の推進

担当係：血液対策課献血推進係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
献血の推進	<p>将来の献血基盤となる若年層に、いかに献血の知識等を浸透させることができるかが課題となっている。</p> <p>そのため、若年層を中心に献血の正しい知識や必要性について普及啓発を行い、献血に対する理解を促進する。</p>	地方自治体、ボランティア組織	<意見交換の機会の積極的な設定> 血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会において、学生献血推進ボランティアの方も交えた形で地方自治体等と意見交換を行う。	会議	5～6月 10月	【一般国民】 ① 模擬献血に参加した人へのアンケートにより評価。参加した子が、大きくなったら本当の献血をしてみたいと思う割合を60%以上とする（平成26年度実績57%）。	
		一般国民（特に若年者）	<国民のニーズ、情報を共有する仕組み> ①「はたちの献血」キャンペーンを通じて、報道機関の理解を促す。 ②毎年度策定する「献血の推進に関する計画」に対し、パブリックコメントを募集する。	ホームページ、テレビやラジオCM（日赤）	1月 1～2月		
		一般国民（特に若年者）	<わかりやすい情報の提供> ① 政府広報、月刊「厚生労働」や厚生労働省のTwitterを活用し、国民に周知を図る。 ② 「子ども霞が関見学デー」において、模擬献血を通じて、献血に触れ合う機会を提供する。 ③ 高校生向けテキスト「献血HOP STEP JUMP」を作成し、全国の高校2年生向けに配布を行う。	ホームページ、リーフレット、Twitter	7月 1～2月 8月 3月	【一般国民】 ② テキストを配布した高校の教師へのアンケートにより評価。献血への関心が高まった高校の割合を45%以上とする（平成26年度実績41%）。	

		関係者	<p><情報提供のための手法と技術の向上> 平成 26 年度厚生労働科学研究事業 の研究成果である、献血についての 各世代毎での効果的な広報戦略等 について、関係者に情報提供し、献 血に関する広報への活用を図る。</p>	事業報告 書			
--	--	-----	---	-----------	--	--	--

【医薬食品局食品安全部】

施策・制度：食品安全に関する施策

担当係：医薬食品局食品安全部企画情報課リスクコミュニケーション係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考		
科学的知見に基づいて食品の安全を確保し、国民の健康と豊かな食生活に資する。	食品による危害の予防のため、消費者・事業者等の協力が必要である。	一般国民（消費者等）、事業者等	1 意見交換の機会の積極的な設定 ア 食品の安全確保に関する国民の理解を深めるとともに、意見・要望を把握するために意見交換会を開催する。 ①食品中の放射性物質対策 ②輸入食品の安全確保対策 ③その他のテーマ イ 関係府省、地方自治体等が開催する食品安全に関する意見交換会に、職員を講師として派遣する。	意見交換会	ア ①地方自治体等の要望を踏まえ随時 ②1月 ③随時 イ 随時	意見交換会参加者に対してアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を70%以上とする。			
	科学的な知見に基づく適正な安全対策を行うとともに、国民の安心感を高めるために、消費者・事業者等の理解の向上を図る。		2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ①意見交換会でのアンケートや、食安全モニター報告、電話などで寄せられたご意見等により、国民の食品安全に関する意見・要望を把握する。		アンケート、電話等			随時	—
	消費者の食品安全への理解を深めるとともに、事業者等に食品安全に関する規制等を周知し、食品を通じた危害の発生を防ぐことが必要である。		3 国民への迅速でわかりやすい情報提供 ①大規模な食中毒事件など、国民が不安に感じる事件が発生した際には、迅速に適切な情報提供を行う ②食品に関する制度の変更などが		ホームページ、プレスリリース、リーフレット、Twitter、政府広報			随時 (③については、特に6月、11月など食中毒の発生	
	食品安全に関する施策についての透明性を向上するとともに、国民の意見を反映する機会を								

設け、食品安全行政への信頼を高める。		<p>あった際には、消費者の立場に立って、分かりやすく情報提供を行う</p> <p>③食中毒の予防など、食品の安全確保のために消費者が行うべき対策について、分かりやすく情報提供を行う</p> <p>④食品安全の確保のために国や自治体が行っている対策などについて、分かりやすく情報提供を行う</p> <p>⑤食品中の放射性物質の検査結果や対策について、情報提供する。</p>	等	が増加する時期に重点的に実施)		
	事業者等	<p>4 事業者等への情報提供</p> <p>①食品に関する制度の変更や、規格・基準の設定等を行った際に、分かりやすく周知する</p> <p>②食中毒の予防など、食品安全の確保のために広く事業者の協力を要する事項については、周知・注意喚起を行う</p>	ホームページ、プレスリリース、リーフレット、政府広報等	随時	—	
	地方自治体職員	<p>5 情報提供を行う関係者の育成</p> <p>①地方自治体においても、国民に周知する必要があるため、地方自治体職員を対象とした講習会等を開催し、自治体担当者の理解を深める。</p>	講習会	随時	講習会参加者にアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を80%以上とする。	
	海外向け	<p>6 海外向けの情報提供</p> <p>①食品に関する制度の変更、規格・基準の設定等を行った際や健康危害情報があった場合に、すみやかに情報提供を行う。</p> <p>②食品中の放射性物質の検査結果</p>	ホームページ、大使館等	随時	ホームページへのアクセス数を前年度比1.1倍となるようにする。	

			等について、情報提供を行う。				
		—	7 情報提供のための手法と技術の向上 ①厚生労働科学研究等により、より効果的な周知の方法等について研究を行う。	—	年度内	①—	

【労働基準局】

施策・制度：働き方改革等

担当係：労働条件政策課働き方休み方改善係、労働契約事業係 安全衛生部労働衛生課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働者の心身の健康の保持増進、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など、「働き方改革」を進めていくことが求められている。	「働き方改革」は、企業経営者、労働者、地方自治体等の意識改革が必要であることから、「働き方改革」に対する社会全体の気運づくりや、働き方改革に取り組む企業に対する支援について周知する必要がある。	働き方・休み方改革を実施しようとする企業の人事担当者等	「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、働き方改革に取り組む企業の「取組事例」やの紹介や、「働き方・休み方改善指標」による企業診断を行う。	ポータルサイト、人事労務メールマガジン	随時	ポータルサイトの閲覧数を年間60,000件以上とする。	
このため、企業の働き方改革が円滑に実施されるよう、支援策について周知する。	テレワークは、時間や場所にとらわれない働き方であり、自宅などの私的な空間で仕事に従事することから、労務管理上のルールを周知する必要がある。	テレワークを導入又は導入しようとする企業の人事担当者等	セミナーの開催により、テレワーク実施時の労務管理の注意点等の周知、テレワーク導入企業の紹介等を行う。	セミナー、ホームページ、人事労務メールマガジン	随時	セミナー時のアンケートにおいて「在宅勤務ガイドラインの内容を理解した」との回答を8割以上とする。	
また、ストレスチェック制度及び過重労働による健康障害防止対策を周知する。	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が平成27年12月1日に施行されることから、同制度の周知を図る必要がある。	事業者、労働者、関係業界団体	①改正内容について、分かりやすくホームページに掲載する。 ②委託事業を活用し、新聞広告を展開するとともに、改正内容の概要を記載したパンフレットやポスターを作成する。 ③委託事業等により作成したパン	パンフレット、ポスター、ホームページ、新聞広告、人事労務	随時	厚生労働行政モニターに対してアンケートを実施し、この一年間で改正内容を把握したとの回答を50%以上の	

	<p>併せて、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっているところ、過重労働による健康障害防止対策を積極的に推進するため、長時間労働を行わせた場合の医師による面接指導の実施に係る周知啓発を行う必要がある。</p>		<p>フレットについて、都道府県労働局や労働基準監督署を通じて配布・周知を行う。 ④人事労務メールマガジンを活用して、広く企業の労務管理担当者に周知する。</p>	<p>メールマガジン</p>		<p>回答者から得る。</p>	
--	---	--	---	----------------	--	-----------------	--

【労働基準局】

施策・制度：円滑な無期転換の促進

担当係：労働条件政策課政策係、労働契約事業係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組み（無期転換ルール）については、平成30年度以降、多くの労働者に無期転換申込権が発生することから、制度の周知を図り、円滑な無期転換を促進する必要がある。	<p>「無期転換ルール」は本邦初のルールであり、未だ周知が十分と言えないことから（※）、その円滑な施行を図るために、特に中小企業を中心にそのルールの内容や意義について労使に十分浸透させることが必要。</p> <p>（※）3割を超える企業では改正内容を分からないとし、約4割の企業で対応方針が未定という状況である（平成25年8月時点）</p>	事業主 (中小企業を中心に)	<ul style="list-style-type: none"> ・無期転換の好事例集の作成を通じた、取組モデルの普及 ・無期転換の社内制度化について、企業への助言・援助 	パンフレット、セミナー、ホームページ、コンサルティング（委託事業）、人事労務メールマガジン	4月以降	厚生労働行政モニターに対してアンケートを実施して、この一年間で改正内容を把握したとの回答を70%以上の回答者から得る。（参考：平成26年度38%）	
		労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・改正労働契約法の内容について、無期転換ルールを中心とした周知・啓発 	リーフレット、セミナー、ホームページ、新聞広告	随時	企業へのアンケート調査を行い、改正内容について知っている回答を80%以上の回答者から得る（調査は夏頃となる予定）	

【労働基準局】

施策・制度：労働災害防止対策に係る安全意識の醸成

担当係：安全衛生部各課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働災害防止対策に係る安全意識の醸成	<p>労働災害については、平成26年の速報値で死亡、死傷ともに前年を上回る厳しい状況となっている。</p> <p>このため、労働災害防止に向けた国民の意識啓発を図る。</p> <p>特に転倒災害については、休業4日以上労働災害の約2割を占めることから、その防止を図るため、広く周知啓発を図る必要がある。</p>	事業者、労働者、関係業界団体	<p>①製造業、建設業等個別の業種を対象とした取組として、パンフレット等の周知啓発用資料の作成・配布などを通じて安全意識の高揚を図る。また、業界団体が発行する広報誌等の媒体に、労働災害防止対策等の掲載等、会員企業への周知・啓発を依頼する等、業界団体への協力要請を通じて、会員企業及び労働者への意識啓発を図る。</p>	パンフレット、業界団体の広報誌等	随時	<p>企業の人事労務担当者等に対し、労働災害防止対策の認知度についてオンラインアンケートを実施し、労働災害防止についての意識が高まったとの回答を50%以上の回答者から得る。</p>	
			<p>②業種横断的な取組として、休業4日以上労働災害の約2割を占める転倒災害を防止するための取組「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を展開し、転倒災害防止に資するパンフレット等の周知啓発用資料やチェックリストの作成・配布、特設ホームページの設置などを通じて周知啓発を図る。</p>	パンフレット、ホームページ、人事労務マガジン、業界団体の広報誌等	随時		
			<p>③全国安全週間、全国労働衛生週間及びこれらの準備期間中、ホームページ、パンフレット等周知啓発用資料の作成・配布、人事労務マガジンへの掲載、厚生労働省ツイッターの活用などを通じて、職場の安全衛生意識の高揚を図る。</p>	パンフレット、ホームページ、人事労務マガジン、厚生労働省ツイッター	6月～7月（安全週間）、9月～10月（労働衛生週間）		

【職業安定局】

施策・制度： 正社員実現加速プロジェクト

担当係： 派遣・有期労働対策部 企画課 雇用対策係、政策調整係 / 公共職業安定所運営企画室 広報係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善を促進する各種施策をまとめた「正社員実現加速プロジェクト」を推進する。	「正社員実現加速プロジェクト」において、キャリアアップ助成金及びトライアル雇用奨励金の拡充を予定している。 また、「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、周知・啓発の事業を予定している。 これらの取組の実施に当たっては、事業主をはじめ広く関係者に理解され、社会全体の機運を醸成することが重要である。	事業主等	・キャリアアップ助成金及びトライアル雇用奨励金について、改正内容も含めてわかりやすくホームページに掲載する。	ホームページ	4月～	・施策の認知度についてアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ることを目標とする。	
			・キャリアアップ助成金及びトライアル雇用奨励金について、改正内容も含めたリーフレットやパンフレットを作成し、都道府県労働局やハローワーク等を通じて、特に非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組むことが見込まれる事業主や事業主団体を対象に、重点的に周知する。	リーフレット・パンフレット、メルマガ	リーフ 4月～ パンフ 8月～		
			・「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、全国主要地域でシンポジウムを開催するとともに、労働局において、非正規雇用労働者の正社員転換等の取組促進のための事業主向けセミナーを実施する。	ホームページ、セミナー、シンポジウム、メルマガ	4月～		

【職業能力開発局】

施策・制度（重点施策）：新ジョブ・カード制度

担当係：実習併用職業訓練推進室 ジョブ・カード係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>新ジョブ・カードを、労働者の生涯を通じた職業生活設計や職業能力証明のツールとして普及させ、労働市場のインフラとしてその活用を促進する。</p>	<p>新ジョブ・カード制度が発足することから、新制度の普及を行う必要がある。</p> <p>現行制度発足以来、約119万枚のジョブ・カードが交付される等、制度の活用が進んできているが、平成24年度能力開発基本調査ではジョブ・カードを「内容を含めて知っている」と回答した事業者が約16.2%にとどまる等、国民全般に十分に認知されているとはいえない状況にあるため、新制度においては一層の制度周知を行う。</p> <p>また、現行制度の普及も行う必要がある。</p> <p>事業所等における新ジョブ・カード等の内容を含んだ認知度を向上させる。</p>	<p>事業者及び求職者、在職労働者、学生等</p>	<p>政府広報や厚労省の広報誌等を活用し、新しいジョブ・カード制度をわかりやすく説明し、制度の理解を促進する。</p>	<p>政府広報、月間厚生労働、厚生労働省人事労務マガジン、厚生労働省HP</p>	<p>4月以降複数回</p>	<p>事業所等のジョブ・カードに対する認知度が前年度を上回ることを目標とする。(指標：能力開発基本調査を利用。平成24年度調査では認知度16.2%)</p>	
			<p>事業者団体、業界団体等の広報誌に、ジョブ・カード制度についての記事の掲載や無料広告欄等への掲載を依頼し、事業主、在職労働者等への周知を図る。</p>	<p>事業者団体、業界団体等の広報誌</p>	<p>随時</p>		
			<p>ジョブ・カード制度に関するポスター、リーフレット等を作成し、ハローワークを中心とした関係行政機関、事業者団体、大学、委託事業の受託者、キャリア・コンサルタント、職業紹介事業者、職業情報サイト運営会社、教育訓練機関、免許・資格の実施・認定機関等へ配布するとともに、当該ポスターを掲示してもらうように依頼する。</p> <p>また、イベント等の機会におけるリーフレット等の配布を依頼する。</p>	<p>ポスター、リーフレット等</p>	<p>随時</p>		

			<p>事業主団体、大学関係団体等に対し、ジョブ・カードの活用について、広報誌への記事掲載や会議での説明等の実施を要請し、事業主や大学、学生等への周知を図る。</p>	<p>事業主団体、大学関係団体等の広報誌</p>	<p>夏以降</p>		
			<p>新ジョブ・カードの使用方法とともに、関係する教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティング等に関する情報提供を行う機能を持ったポータルサイト開発・提供する。</p>	<p>ポータルサイト</p>	<p>12月以降</p>		

【職業能力開発局】

施策・制度（重点施策）：キャリア・コンサルティング

担当係：キャリア形成支援室 キャリアコンサルティング係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家である「キャリア・コンサルタント」の資質を確保するとともに、計画的な養成を通じ、労働市場のインフラとしてその活用を促進する。</p>	<p>平成13年度よりキャリア・コンサルティングの普及促進に取り組んでいるが、引き続きキャリア・コンサルティングやキャリア・コンサルタントの有用性・活用方法を広く社会に発信することで、キャリア・コンサルティングを普及させ、労働者のキャリア形成支援システムが労働市場のインフラとして有効に機能することを目指す。</p> <p>なお、キャリア・コンサルタントの登録制が創設された場合、これを踏まえた周知・啓発を行う必</p>	一般国民	厚生労働省ホームページ及び平成24年度より開設している特設サイトにより、キャリア・コンサルティングやキャリア・コンサルタントの内容や有効性をわかりやすく周知する。	ホームページ等	随時	<p>現行のキャリア・コンサルティングのホームページアクセス数（平成25年度76,447件）を上回るホームページのアクセス数。</p>	
		事業主	「キャリア支援企業表彰」を実施し、キャリア・コンサルティングを含む従業員の自律的なキャリア形成支援の取組を行う企業を表彰し、併せてその取組を広く周知する。	報道発表、シンポジウム、好事例集等	年度当初に募集開始、職業能力開発促進月間（11月）に表彰式・シンポジウム開催		
		学校・事業主	文科省・経産省と連携し「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催し、キャリア・コンサルタントの活用等によるキャリア教育推進の取組を広く周知する。	報道発表、シンポジウム等	11月報道発表、12月シンポジウム開催		

	<p>要がある。</p>	<p>大学等高等 教育機関</p>	<p>「平成 26 年度キャリア教育プログラム開発事業」において開発した、大学等で活用可能なキャリア教育プログラムについて、文科省と連携しつつ、全国の大学等に周知する。</p>	<p>通知・説明会等</p>	<p>大学等のスケジュールに合わせて順次実施</p>		
--	--------------	-----------------------	--	----------------	----------------------------	--	--

【職業能力開発局】

施策・制度（重点施策）：地域若者サポートステーション

担当係：キャリア形成支援室 若年労働者対策係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>ニート等の若者の職業的自立を支援するため、全国 160 箇所に「地域若者サポートステーション（サポステ）」を設置し、一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等を実施する。</p>	<p>サポステ事業の認知度は 13.2%（平成 25 年度厚生労働省調査による）にとどまり、認知度の向上が課題となっている。このため、ニート等の若者の特性を踏まえ、サポステ事業の周知・広報を効率的・効果的に実施することで一人でも多くのニート等の若者が職業的自立が図られるようにする。</p>	<p>一般国民 (支援対象者、保護者等)</p>	<p>サポステ事業の趣旨、支援内容等を記載したポスター及びパンフレットを作成し、地方公共団体等の関係機関に配布する。</p>	ポスター、パンフレット等	8月～	<p>地域若者サポートステーションの認知度を平成 25 年度調査時点よりも上げる。</p>	
			<p>サポステ事業を端的に表したキヤッチコピーを作成し、新聞広告やインターネットバナー広告などを活用して、広く一般に向けて訴求する。（「ニートサポートネット」へリンクを貼る。）</p>	インターネットバナー広告、新聞等	7月～9月		
			<p>サポステや若者支援機関の情報を掲載するウェブサイト「ニートサポートネット」の充実（アクセス、接近可能性の向上など）</p>	ホームページ	27年度速やかに		

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）： 男女雇用機会均等法等の周知

担当係：雇用均等政策課 企画係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
6月の「男女雇用機会均等月間」を中心に、男女雇用機会均等法令と都道府県労働局雇用均等室について周知する。とりわけ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置の周知を徹底する。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した場合、周知を行う。	女性の活躍推進は、現政権の成長戦略の中核と位置づけられている。女性がキャリアを生かして様々な職域・職階で活躍できるようにするためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、妊娠・出産等を理由に退職することなく、子供を産み育てながら、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備していくことが不可欠である。このため、男女雇用機会均等法令や相談対応等を実施する都道府県労働局雇用均等室を広く周知することを目的に広報を実施する。とりわけ妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置を	企業等	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した場合、円滑な施行に向け、企業において取り組む事項をはじめ同法の内容について周知を行う。	ポスター、パンフレット、リーフレット、ホームページ、メールマガジン等	法案成立後速やかに	未定（法案成立後に決定）	
		労使を始めとする一般国民	関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等へ男女雇用機会均等月間実施要領、啓発ポスターを配布し、周知の協力依頼を行う。	実施要領・ポスター	通年（男女雇用機会均等月間である6月を中心に実施する。）	27年度の都道府県労働局雇用均等室への労働者からの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、母性健康管理についての相談件数前年度以上 平成25年度都道府県労働局雇用均等室への労働者からの相談件数 妊娠・出産等を理由とする不利	
			男女雇用機会均等月間の実施に合わせ、政府広報も活用しながら（P）、一般国民に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を含む男女雇用機会均等法令、都道府県労働局雇用均等室について周知する。	ホームページ、記者発表、新聞等			
			広報誌（月刊厚生労働）、メールマガジンを通じて、男女雇用機会均等法令、都道府県労働局雇用均等室について周知する。	広報誌、メールマガジン			

	<p>周知徹底する。</p> <p>また、企業における女性の活躍推進を更に加速化するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を第189回通常国会に提出したところであり、同法案が成立した場合、速やかに同法の内容の周知を図る。</p>		<p>リーフレット等の作成により男女雇用機会均等法令、都道府県労働局雇用均等室について周知する。</p>	<p>リーフレット等</p>		<p>益取扱い 2,090件、母性健康管理 1,281件</p>	
--	---	--	--	----------------	--	----------------------------------	--

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度名（重点施策）：平成 26 年度児童虐待防止対策広報・啓発事業

担当係：総務課虐待防止対策室調整係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実する	国民に児童虐待についての正しい理解があまり浸透していない。 国民の児童虐待に関する正しい理解を深め、児童相談所や市町村の窓口への連絡・相談を促進する。	一般国民（特に育児に悩んでいる親、これから出産を迎える人）、関係機関・各種団体	平成 27 年 7 月から 3 桁番号の運用を開始させる「児童相談所全国共通ダイヤル」(189) について、各種媒体を通じ、積極的な周知を図る。	政府広報（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）	通年 （児童虐待防止推進月間である 11 月に集中的に実施する）	ホームページアクセス件数を前年実績以上とする。 平成 25 年度は、161,011 件だった。	
			一般国民向けのポスター・リーフレット等を作成し、自治体や関係団体などに配布を行う。その中で併せて、平成 27 年 7 月から 3 桁番号の運用を開始させる「児童相談所全国共通ダイヤル」(189) の周知を図る。	ポスター・リーフレット・厚労省ツイッター等			
			広報誌（月刊厚生労働）を通じて、一般国民に児童虐待について分かりやすく解説する。	広報誌：厚生労働			
			当省ホームページに掲載中の DVD 動画「赤ちゃんが泣きやまない」の周知を図り、乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発を行う。	厚労省ホームページ			
	児童虐待問題に関心のある国民、関係機関・各種団体	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催	フォーラムの開催	11 月	フォーラムの参加者数を定員数の 80% 以上とする。		

【社会・援護局】

施策・制度：介護の日・福祉人材確保重点実施期間

担当係：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
福祉・介護やそこに携わる従事者についての国民の理解と認識を深め、そのイメージの向上を図り、地域における福祉・介護人材の「すそ野の拡大」と人材を育む環境の構築を推進する。	福祉・介護に関わる機会のない方を含め、国民一人ひとりが介護についての理解と認識を深める機会を提供する。	地方自治体及び福祉・介護関係団体	「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について周知し、積極的な啓発活動の実施を依頼する。	会議、通知	未定	福祉人材確保重点実施期間における地方自治体及び福祉・介護関係団体が実施する取組の増加	
			各都道府県に設置される介護労働懇談会において、「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」における取組の協力関係を構築する。	介護労働懇談会	介護労働懇談会で決定		
		一般国民	ホームページに「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について掲載する。 また、地方自治体や関係団体が「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に開催するイベント等を集約し、ホームページに掲載する。	ホームページ	10月～11月		
			「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に関係団体が開催するイベント等において、挨拶・後援や後援名義の承認などにより、一般の方々への理解促進を支援する。	イベント等	11月		

【社会・援護局】

施策・制度：平成27年度臨時福祉給付金

担当係：社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
低所得者に対し、消費税率引上げによる影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施する。	申請に基づき支給する給付金について、広く支給対象者に支給できるよう、支給対象者を始めとする一般国民に対し制度の周知及び理解を図るとともに、支給対象者に対し申請等の適切な手続きの支援を行う。	支給対象者を始めとする一般国民	1 制度の周知と理解の促進 複数のメディアを活用して、平成27年度に臨時福祉給付金の支給が行われることを周知する。	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ポスター・チラシ	27年7月～	臨時福祉給付金の支給対象者等がより多くの広報媒体と接触できるようにし、より多くの支給対象者に申請をしてもらう。	
		支給対象者	2 申請等の適切な手続きの支援 支給対象者を事業の実施主体である各市町村に誘導するため、各市町村の申請期間等の情報提供や支給対象者の該当性等の照会への回答を行う。	特設ホームページ、特設コールセンター	27年5月～28年3月		

【社会・援護局（援護）】

施策・制度：戦後70周年における取組

担当係：①援護課給付係、②援護企画課調整係、③援護企画課外事室外事第二係・業務課調査資料室調査係、

④業務課調査資料室資料第一、二、三係、⑤援護企画課庶務係、⑥援護企画課施設指導係、⑦⑧援護企画課調査第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>平成27年度は戦後70周年を迎えることとなり、遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代へ継承していくことの重要性が高まっている。</p> <p>このため次世代への継承に重点をおいた事業を実施する。</p>	<p>①平成27年改正法（予定）による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、3年間の請求期間内に全ての受給対象者が請求を行うよう広報を行う。</p>	受給対象者	<p>・都道府県、市区町村の請求窓口におけるポスターやリーフレットによる広報</p>	ポスター、リーフレット	4月～	平成27年度においては、受給対象者（123万人の見込み）の約5割から請求を受け付ける	
			<p>・日本遺族会に対し遺族への制度周知依頼</p>	会報等	4月～		
			<p>・政府広報を活用した新聞広告、ラジオ等による一般向け広報</p>	新聞、ラジオ等	6～8月		
			<p>・現在の受給者に対し、現在償還金を受け取っている郵便局においてリーフレットの配布等による個別案内</p>	リーフレット	6～8月		
			<p>・新規受給者となる可能性のある遺族年金・恩給失権者の遺族に制度案内を送付</p>	リーフレット	8月		

<p>②8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」(昭和57年4月13日閣議決定)の趣旨及び同日に実施する全国戦没者追悼式を広く国民に周知し、一般国民とともに平和を祈念する。 特に、平成27年度の式典は戦後70周年の節目での開催となる。</p>	<p>一般国民</p>	<p>8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」の趣旨及び同日に実施する全国戦没者追悼式について政府広報、報道発表資料等を活用して周知するとともに、各府省庁、省内内部部局、各都道府県及び関係団体にも周知徹底を依頼する。</p>	<p>政府広報、報道発表資料、厚生労働省ホームページ等</p>	<p>8月</p>	<p>「戦没者を追悼し平和を記念する日」(昭和57年4月13日閣議決定)の趣旨を広く国民に周知し、全国戦没者追悼式を滞りなく実施する</p>	
<p>③ソ連抑留中死亡者に係る遺骨収集帰還等慰霊事業への関心が薄れる中、一般国民に同事業の現況を伝えるとともに、高齢化等により現地に赴くことができない遺族等のために、埋葬地情報の幅広い提供を目指す。 併せて、ソ連抑留中死亡者に係る資料に関する情報についての提供を目指す。</p>	<p>旧ソ連抑留中死亡者の遺族等</p>	<p>ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿に埋葬地ごとの遺骨収容数を記載するとともに、主な埋葬地の所在地、写真等を公開する。 ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿を更新する(新規特定者の追加)。 ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿に、露側から資料提供はあったものの埋葬地が未判明の者約3000人の名簿を新たに追加する。 ホームページに掲載されている2万1千人名簿を更新する(特定済情報の付加)。遺族・照会者向けに、露側資料の概要、書かれている内容、露語筆記体の読み方(氏名を読むため)等を紹介する。</p>	<p>ホームページ</p>	<p>情報が得られ次第</p>	<p>半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス数の増を目指す。</p>	

	④旧陸海軍から引き継がれた人事関係資料等に基づいた軍歴照会等について、広く関係遺族等への周知を行う。	旧陸海軍人本人又はその遺族（旧ソ連抑留者を含む）	ホームページに掲載されている軍歴証明等発行の業務について、旧陸海軍軍人等に係る軍歴照会や資料の提供に応じていることを周知し、申請方法（必要書類等）や申請様式を明示する。	ホームページ	随時	利用者の利便性を図る。	
	⑤戦後70周年における取組や遺骨収集帰還事業の内容等について一人でも多くの国民に知っていただく。	一般国民	厚生労働省ホームページの「クローズアップ厚生労働省」等を活用し、戦後70周年における取組や遺骨収集帰還事業の内容等について、ホームページ利用者がアクセスしやすい環境を作るとともに、その内容については、既存の掲載内容以上の充実を図ることとする。	ホームページ	7月	半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス数の増を目指す。	
	⑥昭和館、しょうけい館 より多くの方に戦中・戦後の国民生活上の労苦及び戦傷病者とその妻等が体験した労苦を伝えられるよう、昭和館、しょうけい館への来館促進を図る。	一般国民	<p>一般国民向けに昭和館・しょうけい館のポスター・リーフレットを作成し、都道府県等を通じて配布を行う。</p> <p>広報誌（月刊厚生労働）、記者発表資料等を通じて、春夏に行われる昭和館・しょうけい館の特別企画展等についてお知らせする。</p> <p>厚生労働省ホームページに昭和館、しょうけい館のホームページへのリンクを張る。」</p> <p>戦後70周年の機会を捉え、昭和館・しょうけい館と類似施設である平和祈念展示資料館の3館で連携し講演会を実施する。</p>	<p>ポスター、リーフレット</p> <p>広報誌、記者発表</p> <p>ホームページ</p> <p>講演会</p>	<p>5月、2～3月</p> <p>7月、3月</p> <p>通年</p> <p>8月、10月、11月</p>	<p>【目標来館者数】</p> <p>昭和館 35万人（対前年度約10%増）</p> <p>しょうけい館 13万人（対前年度約10%増）</p> <p>【参考】</p> <p>平成26年12月までの入館者数</p> <p>昭和館 280,701人</p> <p>しょうけい館 107,105人</p>	

	<p>⑦民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、建立後、歳月の経過とともに、建立者が不明になったこと等により、その維持管理が困難になっているものがあるので、その建立者に関する情報提供を求める。併せて、国が実施する「民間建立慰霊碑等整理事業」について更なる制度の周知を行う。</p>	<p>戦没者の遺族等</p>	<p>海外民間建立慰霊碑等のうち、調査の結果、管理状況が良好でなく、建立者等が不明のものについて、リストをホームページに掲載する。</p>	<p>ホームページ</p>	<p>情報が得られ次第</p>	<p>建立者又はその関係者に対する慰霊碑の適切な維持管理を促す。</p>	
	<p>⑧戦没者の個人名が記載された遺留品について、インターネットオークションなどに出品された場合、御遺族の心情を害することもあるため、取扱いに困っている場合は国に照会するよう呼びかけを行う。</p>	<p>戦没者の遺族等</p>	<p>遺留品をインターネットオークションなどに出品している者等に対し注意喚起するとともに、遺留品の処分等の取扱いに困っている場合は国へ照会してもらうため、ホームページ利用者がアクセスしやすい環境を作るとともに、問い合わせ先等の掲載を行う。</p>	<p>ホームページ</p>	<p>通年</p>	<p>半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス件数の増を目指す。</p>	

【社会・援護局（援護）】

施策・制度：中国残留邦人等への支援

担当係：援護企画課中国残留邦人等支援室自立援護係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦争を経験していない若年層も含めた国民が、中国残留邦人等に対する関心と理解を持ち、中国残留邦人等が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、温かく接することができる地域社会をつくる。	中国残留邦人等の苦難と現状について、一般国民の関心と理解が十分に得られていないことから、近隣地域で安心して生活できるよう、一般国民の関心と理解を深める。	一般国民 ※シンポジウムのポスター・リーフレットは、シンポジウム開催地の自治体、関係団体及び管内の小中高等学校に重点的に配布する。 また、開催地の教育委員会及び管内の小中高等学校への周知をする。	「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催する。	シンポジウム	10月	シンポジウムの参加者数を会場座席数の80%以上とする。 シンポジウム参加者に対してアンケートを実施し、中国残留邦人等に対する関心と理解を深めたとの回答を80%以上の者から得る。	
			全国会議等でシンポジウム開催の周知を行う。	会議	随時		
			ホームページ、広報誌（月刊厚生労働）等で、シンポジウム開催の周知と開催後の内容の紹介を行う。	ホームページ、広報誌等	随時		
			シンポジウムのポスター・リーフレットを作成し、関係機関に配布する。	ポスター・リーフレット	随時		
			シンポジウム開催地管内の小中高等学校にポスター・リーフレットを配布する。	ポスター・リーフレット	9月		
			中国残留邦人等への支援策について、ホームページでわかりやすく解説する。	ホームページ	随時		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：身体障害者補助犬の普及・啓発

担当係：企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
身体障害者補助犬の普及・啓発	身体障害者補助犬法施行から12年が経過しているが受け入れ拒否が絶えない等、法律の認知が低い ため、法律への理解を広めて、補助犬とそのユーザーの受け入れを促進する。	地方公共団体等	身体障害者補助犬受入マニュアルをホームページに掲載するとともに、都道府県等担当部局に周知する。法律の概要をまとめたリーフレット等を広く配布する。	ホームページ・リーフレット・ステッカー	4月～	補助犬ホームページのPV数について前年比増。 (「身体障害者補助犬」ページ) PV数： 16,806	
		医療機関・関係団体等	身体障害者補助犬受入マニュアルをホームページに掲載し周知するとともに、リーフレット等を広く配布する。	ホームページ・リーフレット・ステッカー	4月～		
		国民	補助犬法施行日および障害者週間にあわせて普及啓発イベントを実施する。その際にもリーフレット等を積極的に配布する。	セミナー・ホームページ・リーフレット・ステッカー等	9月・12月		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：世界自閉症啓発デー2015～2016

担当係：障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
自閉症を含めた 発達障害に対す る普及啓発	<p>一般国民において は、自閉症を含めた 発達障害に対する理 解が十分にされてい ない。</p> <p>2007年12月に 国連総会において毎 年4月2日を「世界 自閉症啓発デー」と することが決議され たのを契機に、我が 国においても、毎年 4月2日から4月8 日までを発達障害啓 発週間と定め、自閉 症をはじめとする発 達障害について正し い知識の浸透を図る とともに、社会全体 の理解が進むよう普 及啓発活動を行う。</p>	一般国民	ブルーライトアップイベ ント2015を行う。	東京タワー	4月	<p>発達障害情報・支 援センターホーム ページのPV数が 前年度を上回る。 (平成26年1月 ～12月実績： 2,402,671)</p>	
			世界自閉症啓発デー201 5に寄せて、国連事務総長及 び厚生労働大臣等のメッセ ージを发出する。	ホームペー ジ	4月		
			世界自閉症啓発デー201 5シンポジウムを行う。	シンポジウ ム	4月		
			一般国民に向けてポスタ ー・リーフレット・チラシを 都道府県、各関係団体を通じ 配布、掲示を行う。	ポスター リーフレッ ト チラシ	2月、3月		
			突き出し広告等を用いて、自 閉症をはじめとする発達障 害についての正しい知識の 浸透及び「世界自閉症啓発デ ー」関連の啓発イベントの周 知を図る政府広報を行う。	新聞等	3月		
			世界自閉症啓発デー201 6に関する各自治体の取り 組みについてとりまとめ、世 界自閉症啓発デー日本実行 委員会のホームページにて 公表する。	ホームペー ジ	3月		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の拡大に伴う障害福祉サービス等の利用促進

担当係：企画課 人材養成・障害認定係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の拡大に伴う障害福祉サービス等の利用促進	平成25年4月から障害福祉サービス等の対象に難病等(130疾病)が加わり、平成27年1月に対象が151疾病に拡大した。さらに平成27年夏以降に対象疾病が拡大する予定であることから、対象となる方の障害福祉サービス等の利用を促進する。	地方公共団体等	「難病患者等に対する障害支援区分認定マニュアル」の改訂版を厚労省ホームページに掲載するとともに、各都道府県等担当部局に周知する。	ホームページ・通知	4月～	厚労省ホームページの「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」のPV数について前年比増（平成26年4月～12月実績：40,274）	
		医療機関・関係団体等	団体のホームページへの厚労省が作成するリーフレットの掲載や会員への広報等を通じた周知を依頼する。	リーフレット	4月～		
		国民	厚労省ホームページにリーフレットを掲載する。自治体窓口でのリーフレット等の配布について都道府県等を通じて依頼する。	ホームページ・リーフレット等	4月～		

【老健局】

施策・制度：認知症サポーターの養成

担当係：認知症対策係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
認知症サポーターの養成を図る。	認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを数多く養成することを目指しているが、そのためには認知症サポーター養成の取組について広く周知する必要がある。	地方自治体	地方自治体を対象とした会議の場で、認知症サポーターの養成について取組を促す。	会議	2月	平成29年度末までに全国で認知症サポーターの人数を800万人にする。 (平成26年12月末現在580万人)	
		一般国民	認知症施策についての行政説明などの機会に認知症サポーターの取組について周知を図る。	講演会等	随時		
		地方自治体等	地域における認知症サポーターの活動事例について収集を行い、優良な活動事例を発表する。	認知症サポーター優良活動事例報告会	3月		

【保険局】

施策・制度：データヘルス事業の推進

担当係：保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
医療保険者において、加入者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目的として、レセプト、健診情報等を活用した保健事業（データヘルス事業）を推進する	全ての医療保険者でデータヘルス事業が実施されるよう、医療保険者に対し、データヘルス事業の意義や目的、進め方等を周知・広報し、医療保険者の問題意識やノウハウ等を高める。	医療保険者	当省ホームページに既にデータを活用した保健事業を実施している保険者の事例（先進事例）を掲載する。	ホームページ	4月以降	平成27年度中に全ての医療保険者(3,419保険者)でデータヘルス計画を策定することを目標とする。	
			医療保険者による個人の健康づくり促す仕組みを促進するため、各医療保険者と地方自治体、企業、大学等が継続的に連携を図るための仕組み及び医療保険者等に所属する職員等を対象とした健康づくりに関する教育コンテンツを備えた医療保険者向けの保健事業のポータルサイト等を開設する。	ポータルサイト	4月以降		
			医療保険者による個人の健康づくりを促す仕組みを促進するため、医療保険者等の取組主体のニーズと健康・予防サービスを提供する企業等とのマッチングの機会の提供等を行うためのシンポジウムを開催する。	シンポジウム等	4月以降		
			医療保険者等が集う会議等に積極的に参加し、データヘルス事業の意義や内容、進め方等について分かりやすく解説する。	会議等	4月以降		

【保険局】

施策・制度：持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の周知（注：法案が成立した場合）

担当係：保険局総務課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
持続可能な医療 保険制度を構築 するための国民 健康保険法等の 一部を改正する 法律の周知	国保の運営体制の見 直し、被用保険者の 支え合いの強化、負 担の公平化、医療費 適正化の推進、患者 申出療養の創設等、 多岐にわたる改正を 行うことから、改正 内容について関係者 の理解を深める。	地方自治体、 被用者団体、 医療機関、 患者団体等	地方自治体、被用者団体、医療機関、 患者団体等に関する改正内容を 周知する。	説明会で の説明、 説明資料 の配布等	法案成立 後（事前 の予備説 明はでき るだけ早 く行う。）	持続可能な医療 保険制度を構築 するための国民 健康保険法等の 一部を改正する 法律の内容を地 方自治体、関係 機関、国民全般 に広く周知し、 円滑な施行を図 る。	
		報道関係者	報道を通じた情報発信をするため 報道関係者に対する説明を実施す る。	記者レク 説明会	法案成立 後		
		国民全般	当省ホームページに改正内容を掲 載する。 また、広報誌（月刊厚生労働等）を 通じて、改正内容を解説する。	ホームペ ージ、広 報誌	法案成立 後		

【年金局】

施策・制度：公的年金の分かりやすい情報発信

担当係：総務課企画係・事業管理課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
公的年金制度に関するわかりやすい情報発信による、公的年金制度に対する理解・納得の促進	公的年金制度に対して国民の理解が得られるよう、制度の意義、基本的な仕組み、現状と課題等について広く周知する。	国民全般、大学生等若年層及び教育機関	国民の皆様向けに、各地に出向き、対話集会等を行っていく。特に大学生等の若年者層に対する講義等を積極的に行う。 また大学等の教育関係者にも公的年金制度に対する理解を求め、幅広く公的年金制度の周知を行うことのできる環境を整える。	対話集会・講義等	随時	参加者に対してアンケートを実施し、内容について理解・納得したとの回答を70%以上の回答者から得る。	
		国民全般（特に若年層をはじめとするインターネット利用層）	財政検証ホームページについて、年金制度における検討課題の議論を踏まえ、ホームページコンテンツの充実を図るほか、統計数値の更新等のメンテナンスを行う。 また以下の3つのコンテンツについても、若年層に対してもわかりやすい形での情報提供に引き続き取り組む。 ①厚労省ホームページ ②厚労省ツイッター ③年金制度のポイント	ホームページ	随時（平成27年度版年金制度のポイントは4月上旬）	財政検証ホームページへのアクセス件数の前年度実績を上回る。 厚労省ホームページ（年金・日本年金機構関係）へのアクセス件数の前年度実績を上回る。	財政検証ホームページへのアクセス件数：42,920件（平成26年4月～12月末） 厚労省ホームページ（年金・日本年金機構関係）へのアクセス件数：288,584件（平成26年4月～12月末）
		報道関係者全般	公的年金制度について、十分な情報発信を行っていただけるよう、新聞・雑誌等メディアの種類を問わず、積極的に報道関係者の取材を受ける。	取材	随時	取材を受けた報道については、読者の感想等の情報をフィードバックしていただき、今後の情報発信に活かしていく。	

		報道関係者 (新任記者 又は論説・解 説委員)	報道関係者を通じた十分な情報発信に資するため、記者会に所属する新任記者向けに記者勉強会を定期的に開催する。 また、報道関係者との意見交換の場を設ける。(論説・解説委員懇談会など)	記者勉強 会 論説・解 説委員懇 談会	随時	報道関係者の適切な理解・納得のもとに情報を発信していただく。	
		関係団体との連携	社会保険労務士会等の外部団体と連携して、様々な形での広報がなされるよう取り組んでいく。	講義等	随時	アンケートなどを実施し、今後の参考とする。	
平成 26 年度中に実施した公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業での制作物を全国展開し、国民年金制度の理解を促進する。	平成 26 年度の公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業で制作した ①国民年金制度に関するパンフレット・動画・ポスターを活用して、関係機関と協力し周知することにより、年金制度に関する理解を促進する。 ②日本年金機構等が実施する年金セミナー等において、平成 26 年度に制作した教材(ワークシート・動画)を活用し、若年者にとっても年金制度が身近に感じられるような講義を行えるようにする。	一般国民	平成 26 年度に制作した国民年金制度に関するパンフレット・ポスターについて、市町村に配布し、市町村独自の工夫をしていただき、市町村窓口をはじめとした関係機関で配布し周知を図る。	パンフレット・ポスター	平成 27 年 4 月以降	年金制度について国民の理解を深め「公的年金は老後のためだけでなく、イザというときの死亡や障害のリスクもカバーしている」ことなどの理解を深め、各種手続や保険料納付に結びつける。	
		一般国民	平成 26 年度に制作した国民年金制度に関するパンフレット・動画について、厚生労働省サイトに掲示するほか、YouTube など、広くウェブ上で周知を行う。	インターネット	平成 27 年 4 月以降		
		高校生・大学生	平成 26 年度に制作した高校・大学生向けの国民年金制度に関する講演用のワークシート・動画を日本年金機構が地域年金展開事業における高校・大学での出前授業で活用し、周知を行う。	セミナー	平成 27 年 4 月以降		

【年金局】

施策・制度：「年金の日」をはじめとする「ねんきんネット」等による年金記録確認の推進

担当係：年金局事業企画課（年金事業運営推進室）

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
年金記録の確認や未統合記録の検索ができる「ねんきんネット」は、年金記録問題の再発防止や未解明記録の解明に資することから、11月30日の「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、更なる利用者の拡大を図るための周知等を行い、被保険者・受給権者ご自身による年金記録確認の推進を図る。	<p>正確な年金記録の管理には、日本年金機構による適正な管理はもとより、国民一人一人に年金記録を確認していただき、なるべく早い時点で記録の「もれや誤り」を申し出ていただくことが重要であるが、ご自身による年金記録確認が十分に行われていない。また、なお残る持ち主不明の未統合記録2051万件の解明に向けて、引き続き、年金記録確認の働きかけが必要である。</p> <p>「年金の日」の認知度を高め、「ねんきんネット」の利用を拡大し、ご自身による年金記録確認を推進する。</p>	一般国民（被保険者、待機者、受給者等）	「年金の日」に向けて、「年金の日」や「ねんきんネット」の利用促進に関する広報を実施。	政府広報、広報誌、ホームページ、ツイッター、インターネット広告、イベント等	10～11月	<p>ご自身による年金記録確認の意識を向上し、年金記録の「もれや誤り」及び未統合記録を減少させる。</p> <p>「ねんきんネット」の利用者数を増加させる（年間の新規加入者数100万人を目指す）。</p>	<p>「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、平成26年から毎年11月30日（いいみらい）を「年金の日」とした。</p> <p>「ねんきんネット」の利用者は、平成26年12月現在約336万人</p>
			「年金の日」の賛同団体等の会員（銀行、生保、信金等）が行う年金相談会等において、「年金の日」や「ねんきんネット」の周知を実施。	ポスター・リーフレット・各団体等のホームページ等	11月（又はその前後）		
			市町村が各種の行事や講座又は窓口等において行う「年金の日」や「ねんきんネット」の周知を図る取組を支援する。	市町村広報誌、チラシ等（市町村交付金）	11月（又はその前後）		

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度：社会保障・税の一体改革

担当係：社会保障担当参事官室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
総合的な厚生労働行政関係情報の提供等	社会保障と税の一体改革による社会保障制度改革の意義や内容を効果的に提供し、国民の理解を深める。	国民全般	一体改革に関する情報を効果的に国民に提供するため、内閣府政府広報室や財務省等と協同して広報展開を行い、国民の理解を深める。	説明会等	随時	厚生労働省ホームページ（社会保障関係）へのアクセス件数が前年度を超える〔平成 25 年度 81,065 件〕	
			当省HPを活用し、よりわかりやすい情報を提供するとともに、より使いやすい情報提供環境を構築する。	当省 HP	適宜		
		教育現場（教員、生徒等）	将来を担う世代の社会保障制度への理解を促進するために、「社会保障の教育推進に関する検討会」において作成した高校生向け教材を、文部科学省と連携し全国の教育現場等に周知を行う。長期的には学習指導要領に反映させることも視野に入れながら、継続的・全国的に社会保障の教育が推進される環境づくりを図る。	説明会等	随時		
		市町村職員等	市町村職員を対象としたセミナーを開催し、情報提供・意見交換を行う。	市町村セミナー	年 6 ～ 9 回程度		
		報道関係者	報道関係者（論説・解説委員等）との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材等を通じた国民の声等を聴取する。	論説・解説委員懇談会	随時		

【政策統括官付情報政策担当参事官室】

施策・制度：行政情報化の推進

担当係：情報化推進係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
申請・届出等手続きの電子申請の利便性向上と利用促進	国が扱う申請・届出等手続きの電子申請について、より一層普及させる必要があるため、電子申請に関する利便性等を周知することで多くの国民に利用していただくこと。	社会保険労務士（全国社会保険労務士会連合会）等	電子申請の利便性の向上と利用の促進を図るため、社会保険労務士との定期協議等を開催する。	社会保険労務士との定期協議会	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	社会保険労務士等を対象としたアンケート調査に、今後の利用意向の設問を設け、「今後利用したい」という回答割合の増加を目指す。	
			社会保険労務士等を対象とした電子申請の利便性等に関するアンケート調査を実施する。	ホームページ、e-Gov			
		事業主、企業の人事・総務担当者等	電子政府利用促進週間に合わせて、広報誌の活用、関係団体機関誌への記事掲載依頼、事業所訪問を行い、電子申請について利用の促進を図る。	ホームページ、厚労省人事労務マガジン、広報誌（月刊厚生労働）	平成 27 年 11 月		

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度名（重点施策）：厚生労働白書

担当係：政策評価官室分析第一係

重点施策の目的	広報上の課題を踏まえた役割	広報の対象（重点対象）	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働行政の年次報告及びその年ごとの厚生労働行政に関する政策課題をとりあげ、現状や施策の実施状況、将来の方向性・展望をなどについて取りまとめる。	多岐にわたる厚生労働行政の現状について広く伝えられていない。 厚生労働行政の現状や今後の見通しなどを、わかりやすく国民に広く伝える。	国民全般	1 意見交換機会の積極的な設定 ① 関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受ける。 ② 各種関係団体等に対して、作成した厚生労働白書を郵送。		①随時 ②閣議日以降	厚生労働省ホームページに掲載されている厚生労働白書への発表後半年のアクセス件数を前年実績同等以上とする。 〔平成25年度〕 118,469件 (平成25年9月10日～平成26年3月末日まで)	
			2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み 報道関係者との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材対応を通じた国民の声等を聴取する。		随時		
			3 わかりやすい情報提供 ① ホームページに厚生労働白書の本文・概要をわかりやすく掲載 ② 広報誌等を活用した情報提供 ③ 関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受け、理解促進を図る。	厚生労働省ホームページ・各種広報誌など	①閣議日当日 ②閣議日以降 ③閣議日以降		
			4 情報提供のための手法と技術の向上 ①全体を通じて記述内容が多岐にわたる中で、専門的な記述に陥ることのないよう、図表等を豊富に取り入れつつ、わかりやすく明確な記述を行う。		①随時		

			②厚生労働白書に掲載した図表のデータ等をエクセル形式にてホームページに掲載することで、よりホームページの充実を図る。		②閣議日以降		
--	--	--	--	--	--------	--	--

【政策統括官（労働担当）】

施策・制度：労働政策関係情報の提供

担当係：労働政策担当参事官室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働政策関係情報 の提供	提供する情報が労働 分野の多岐にわたる ため、利用者のニー ズに合わせた確な 情報提供が課題。 厚生労働省における 各制度や施策につい て、部局横断的に情 報提供する。	一般国民（求 職者、労働 者）、事業主、 人事・労務担 当者	労働政策に係る制度又は制度改正 等について、関係部局及びわかりや すい広報指導室と連携し、読み手に 分かりやすい内容の記事を登録者 に配信する。 （「厚労省人事労務マガジン（メル マガ）」） また、メルマガの認知度を上げるた め、ツイッターによる周知を実施す る。	メールマ ガジン	随時	平成27年度末 のメルマガ登録 者数を7万以上	
			①基本的な労働法制度をまとめた ハンドブック「知って役立つ労働 法」を厚生労働省ホームページに 掲載し、情報の提供を行う。 また、大きな制度改正等の際には その都度改訂を行う。 ②「知って役立つ労働法」を基に、 より分かりやすく作成した資料 について、厚生労働省ホームペ ージに掲載するとともに、各都道府 県労働局、大学等にチラシでの周 知や冊子の配布を行う。	①ホーム ページ ②ホーム ページ・ チラシ・ 冊子配布	①随時 ②ホーム ページ掲 載及びチ ラシでの 周知は4 月上旬、 冊子配布 は5月下 旬を予 定。	ホームペー ジアクセス 件数6万 件以上（年 間） 〔平成26 年ア クセス数〕 62,568 件 （平成26 年4 月1日～ 平成27 年3月19 日まで）	

【政策統括官（労働担当）】

施策・制度：労働経済白書

担当係：労働政策担当参事官室分析第2係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働問題に関わるテーマについて、統計的・計量的な分析を提供することにより、広く国民の理解を促進する。	多岐にわたる労働問題について、広く現状を周知する必要がある。そこで、中長期的観点から中立的・客観的な分析を行い、結果をわかりやすく提供することで、労使コミュニケーションを円滑化するとともに、広く国民の理解を促進する。	労使関係者をはじめとする労働問題に関心を持つ国民一般。	1 意見交換の機会の積極的な設定 労使関係団体などで、積極的に講演などを行う。		随時	厚労省HPに掲載する労働経済白書への発表後半年のアクセス件数を前年版実績同等以上とする。 〔平成26年版〕 65,773件 (平成26年9月12日～平成27年3月11日まで)	
			2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ① 白書を作成するに当たり、テーマ案や分析手法について労働経済学者などと意見交換を行う。 ② 報道関係者(論説・解説委員など)との意見交換の場を持ち、効果的な情報発信に努めるとともに、取材対応などを通して国民の声などを聴取する。		随時		
			3 分かりやすい情報提供 ① 厚労省HPに白書の本文・要約版を掲載する。 ② 広報誌「厚生労働」や刊行物「Business Labor Trend」などに紹介記事を掲載する。 ③ 労使関係団体、地方自治体、学識経験者などへ白書を情報提供・送付する。 ④ 労使関係団体や大学などでの講演や講義を積極的に行い、理解促進を図る。	厚労省HP、広報誌など	① 閣議日当日 ② ~④ 閣議日以降		

			<p>4 情報提供のための手法と技術の向上</p> <p>① 専門性の高い分析が多いため、分かりやすい、簡潔かつ明確な記述を行う。</p> <p>② 白書の全体版や図表のエクセル形式のバックデータ等を厚労省HPに掲載することで、利便性を高める。</p>		随時		
--	--	--	--	--	----	--	--

【中央労働委員会事務局】

施策・制度：労働委員会制度

担当係： 総務課文書広報係

重点施策の内容	広報上の課題と目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の労働委員会制度に対する認知度を上げる。	労働委員会制度の国民における認知度及び概要の理解度を向上させる。	労使	意見交換の機会の積極的な設定	セミナー	実施時期未定	ホームページアクセス数の前年度からの向上。 【参考】平成 26 年 4 月～平成 27 年 2 月実績 498,748	
			国民のニーズ、情報を共有する仕組み	ホームページ			
			わかりやすい情報提供 ①命令書交付の記者発表資料をHPに掲載する ②中労委HPのQ&Aを、既存のものよりきめ細かく作成する	ホームページ	随時		
			情報提供のための手法と技術の向上	ホームページ			